

消費税の軽減税率制度に関する 説明講師の派遣について

関東信越国税局では、消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様様の準備が円滑に進むよう、事業者団体の会員の皆様様の集まりや勉強会などに職員が訪問して制度の説明を行っています。

講師の派遣を希望される場合には、「軽減税率制度・事業者支援措置講師派遣依頼書」（裏面）を、団体の相談窓口を通じて、FAX又はメールにて関東信越国税局（消費税課）へ送付してください。

お申込み、お問合せ先

関東信越国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係

電話番号：048-600-3111（内線 2497）

FAX番号：048-601-3256

メールアドレス：keigen@kat.nta.go.jp

**消費税の
軽減税率制度には
準備が必要です！**

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

中小企業庁では、複数税率対応レジの導入等に係る補助金制度（事業者支援措置）の説明が必要な場合に、講師派遣事業等実施事務局から講師派遣を行う制度を設けています。

手続などの詳細については、講師派遣事業のホームページ「<http://keigen-zei.jp/>」をご覧ください。



関東信越国税局

- 軽減税率制度
- 事業者支援措置

講師派遣依頼書

依頼日			
開催団体名			
担当者			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県)	(市区町村)	(地番、建物名、部屋番号等)
説明会の名称			
参加人数(名)	名程度		
当日の時間割			
備考			
回答日		説明担当者	

(注)講師派遣依頼は、協議会参加団体の相談窓口を通して行ってください。